



火災保険Q & A

Q：保険料ってどうやって決まるの？

A：損害保険は、将来に起こりうるリスクに備える商品であるため、実際に起こるまで、保険金額がいくら支払われるかわかりません。そのため損保各社で「損害保険料算出機構」という団体を作り、各社から提供されたデータをもとに「参考純率」なるものを出し、各社に提供しています。火災保険の場合、**建物や地域のリスクに応じ、さらに細かく区分け**されています。この参考純率が保険料に大きく関わります。

保険料	
純保険料率	付加保険料率
(事故発生時、保険会社が支払う保険金に充てられる部分)	(保険事業を行うために必要な経費に充てられる部分)

参考純率は、上記の「純保険料率」の参考値となり、この見直しにより「保険料が上がる」こととなります。

*ただし「参考純率」自体は、使用義務のない参考数値で、公開はされていませんが、各損保会社は、おおむね使用しています。

【おまけ】 ちなみに 2021 年 6 月に参考純率が改訂され、それを受け 2022 年 10 月に全国平均 10%の値上げとなりました。
そして、2023 年 6 月に再び参考純率が改訂され、全国平均で 10%超という大きな上昇。これを受けて 2024 年後半の値上げは必至です。さらに**水災に関する地域リスクを5区分**し保険料に差がでることになりました。



全教共済の「おうちの共済」は参考純率は参照していません。またリスク区分も採用しないので、**全国一律**の掛金です。しかも人件費や宣伝費などの「付加保険料率」が低いので、掛金をお安くできるのです。

Q：全教共済の「おうちの共済」ってお得なの？

A：比較表で一目瞭然！**安い**です。

(例) 東京都内の1戸建て(2021年築・木造)

建物2000万円、家財1000万円、基本補償はすべて包括

5年契約・一括払い、建築年割引10% (*全教共済に、この制度はありません)

1年あたりの保険料

	地震保険あり	地震保険なし	*事故時諸費用
全教共済	43,200円	28,800円	臨時費用 共済金の10%(限度200万) 地震災害見舞金 5,000円×口数 (限度100万)
A損保	98,310円	42,810円	10%(限度300万)
B損保	101,190円	39,540円	10%(限度100万)
C損保(ネット)	106,826円	51,326円	10%
D損保(ネット)	95,276円	43,106円	15%(限度300万)
E損保(ネット)	94,210円	31,240円	10%(限度100万)

*事故時諸費用とは、損害保険金とは別に諸費用として支払われる金額のことです。自動付帯のところもあれば、特約として別途保険料がかかることもあります。

*全教共済では火災・自然災害の場合は「臨時費用」、地震災害の場合は「地震災害見舞金」という名称で**自動付帯**されます。

水害リスクの高い地域は更に保険料が高くなります。また今年の秋には10%超の値上げの予定ですが、全教共済は、掛金に変更はありません。(R5に改定済み)



Q：保険料が人によって違うのはなぜ？

A：理由がいくつかあります。

①自然災害のリスクが高いエリアほど保険料が高くなります。

先ほど述べたように参考純率が関係します。最大3.37倍の地域があります。

②築年数が古いほど保険料が高くなります。

③特約(地震)を付けると保険料が高くなります。

④建物の区分で保険料が変わります。以下の順で高くなります。

M構造（コンクリート造りのマンション等）



T構造（鉄筋骨造り。耐火建築物や準耐火建築物に分類される木造）



H構造（木造）



全教共済の「おうちの共済」は地域や築年数に関わらず、全国一律。これもみんなで助け合うという共済の精神なんだ。

【1口あたりの月掛金】

M構造（基本）2円、（地震付き）4円

T構造（基本）4.5円、（地震付き）7円

H構造（基本）8円、（地震付き）12円

*基本契約で火災と自然災害を補償

⑤占有面積が多いほど保険料が高くなります。

⑥補償の対象により保険料が異なります。（建物のみ、家財のみ、両方）

⑦長期契約をするほど保険料が安くなります。

（以前は35年契約も可能でしたが、現在は5年が最長です。）

全教共済は1年ごとの契約ですが、状況に応じて加入口数の増減ができます。また、退職後も引き続き加入できます。

【加入限度数】400口まで（建物）

非耐火 建坪数×7口まで

耐火・マンション 建坪数×8口まで



家財も加入できるよ！
もちろん、家財のみでもOK

居住人数1名 100口まで

居住人数2名以上 200口まで

*掛金は基本契約に同じ。加入口数は建坪数に応じて上限があります

Q：隣家の火災で延焼被害に。損害請求できる？

A：「失火責任法」という法律があり、故意または重過失でない場合、賠償責任はありません。つまり隣家の火災で延焼した場合、ご自身の火災保険を使うことになります。このようなケースに備えて、火災保険に加入しておくことは大事ですね。

Q：地震が原因で火災発生。火災保険の補償は？

A：残念ながら補償対象になりません。地震保険を付帯する必要があります。

Q：地震保険の補償ってどれくらい？

A：法律により、建物、家財とも火災保険の保険金額の30～50%の範囲内で、建物は5000万円まで、家財は1000万円までと上限額が定められています。

全教共済の地震共済金は40%です。
4万円×加入口数分
ただし、建物と家財を合わせて上限が
1700万円（災害見舞金100万含む）



Q：全焼の基準ってあるの？

A：保険会社においては、①延べ面積の70%以上が焼失。②現状修復費用が保険金を超過。③焼き損害と消火損害の合計が建物評価額の80%を超過。④消防署の判断が全焼のいずれかに該当すれば「全焼」と判断されます。

（*消火損害とは消火活動に伴って生じた損害のことです。）

「全焼」でない場合は、建物や家財など、原状復帰に要する費用が査定され、保険金が支払われます。

全教共済では、66%以上の焼失で「全焼扱い」です。一般損保よりもお得です。原状復帰の費用は、専門の業者が査定・認定し、全労連共済標準単価表に準拠した再取得額を用います。標準単価は1坪あたり最高70万円です。



Q：火災保険は年末調整の対象になりますか？

A：地震保険の分が対象になります。地震特約を付けていない方は対象外です。2007年から新設されました。控除額は以下の通り。

(保険料が5万円を超える場合)・所得税 最大50,000円 ・住民税 最大25,000円
(保険料が5万円以下の場合) ・所得税 支払った金額 ・住民税 金額の2分の1

全教共済は「自主共済」という位置付けのため、年末調整の対象外ですので、ご注意ください。「じゃあ、控除のある方が安くなるのでは？」という声もあるので、計算してみましょうね。



「控除」とはその金額分返ってくるのではなく、課税所得金額から引かれるという意味。

*例：課税所得600万、保険料5万、住民税率10%として

- ・所得税（保険料控除なし）600万に税率がかかり、税金は772,500円
（保険料控除あり）595万に税率がかかり、税金は762,500円
- ・住民税（保険料控除なし）600万に税率がかかり、税金は600,000円
（保険料控除あり）597.5万に税率がかかり、税金は597,500円

年末調整で、12,500円安くなりますが、前述の比較表の保険料から差し引いても

「全教共済」の方が断然、安い！

Q：2つの損保に入るのは無意味？

A：はい。重複して契約しても、保険金（共済金）は按分して支払われます。掛金が無駄にならないように1つにまとめるのがいいでしょう。

（例：損害額2,000万の場合、A社、B社とそれぞれ2,000万の契約をしても、支払われるのは、A社から1,000万、B社から1,000万となります。）

Q：対象にならないのはどんな物？

A：自動車（125cc以下を除く）、通貨、預貯金証書、有価証券、クレジットカード、貴金属、宝石、美術品、動物、植物などは対象外です。